

基本目標4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築

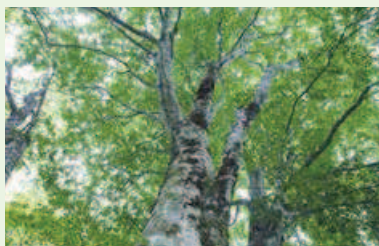
本県には、ブナの天然林をはじめとする原生的な自然環境とともに、生活との関わりの中で育まれてきた里地里山などの多様で美しい自然環境があり、地域に固有の生活文化や豊かな生態系を形成してきました。

自然環境を巡っては、開発や過剰な採取による生物種の絶滅や生態系の破壊、過疎化・高齢化に伴う人間の活動の縮小による里地里山の劣化、外来種やイノシシ、ニホンジカの分布拡大等による人の生活等への被害発生や生態系のかく乱、地球温暖化等の気候変動による生態系全体の変化など、複合的で深刻な課題を抱えています。

自然の復元能力には限界があり、本県の恵み豊かな自然環境は現在及び将来の県民の生活、産業及び文化を支える基盤であることから、これを慈しみ、育み、活かしながら、良好な状態で将来の世代に継承できるようにしていくことがより求められています。



鳥海山とリュウキンカ
(撮影 三浦一喜氏)



御所山のブナ林
(撮影 成田琳太郎氏)



飛島

1 「やまがた百名山」と山岳資源の魅力向上の取組み

- 本県には、気軽にトレッキングが楽しめる山岳から本格的な登山者を魅了する山岳まで、各地に自然を満喫できる貴重な山岳資源があり、豊かな山の恵みや食文化、自然にまつわる地域文化など、観光資源としても高いポテンシャルを有しています。こうした本県の山岳資源を活かし、魅力向上や受入態勢の充実等を推進し、山岳観光の拡大や自然環境に対する理解の促進に結び付けていきます。
- 「山の日（8月11日）」の制定を契機として、平成28年度に、県民から親しまれ、愛されている山を募集し、その中から、「やまがた百名山」を選定しました。地域の宝である山に光を当て、健康増進とともに、山の魅力を認識し愛着を高め、その魅力を発信することで、山岳観光の振興につなげていきます。

①応募状況

- ・応募数：一般応募 908、市町村推薦 28
- ・延べ応募山数：一般応募 2,644、市町村推薦 130
- ・応募実山数：244

②選定結果

県内の山岳・観光関係者で構成する「やまがた百名山選定委員会」において、以下の項目を総合的に勘案し選定。

- ・利用状況：登山やウォーキング等の利用状況、周辺観光施設等の有無
- ・地域との関わり：保全活動やレクリエーション活動等の状況、生活の密着度（信仰等）
- ・紹介したい魅力：優れた風景や眺望、地形や山容、巨木や植物群落等、歴史的な魅力

- 「やまがた百名山」の魅力を広く県内外に伝えるために、山形県山岳情報ポータルサイト「やまがた山」やInstagramを活用した情報発信をするとともに、写真コンテストや巡回写真展を開催しています。



月山
平成29年度「やまがた百名山」
写真コンテスト 最優秀賞



県山岳情報ポータルサイト
※「やまがた百名山」を全て掲載しています



「やまがた山」Instagram

2 「里の名水・やまがた百選」の選定

- 県は、平成27年度から、地域の人々に育まれてきた優れた湧水等を「里の名水・やまがた百選」として選定し県内外に広く紹介しています。この事業では、水環境を大切にする心と郷土愛を育むとともに、観光資源としての活用につなげ、もって地域の活性化を図ることを目的としています。
- 選定にあたっては、県内にある湧水及び湧水を水源とする水域のうち、良好な水質と水量を有し、地域住民等による保全活動が行われているもので、地域での湧水の利用状況や親水性、故事来歴、自然景観などを総合的に評価し、評価の高いものを「名水」とし、選定書を交付するとともに、パンフレットや県ホームページ等により情報発信しています。
- 平成29年度は次の10箇所の湧水を選定しました。これにより、累計で9市8町1村の33箇所が名水となりました。

<平成29年度に選定した名水>

- ①御所の水（ごしょのみず／尾花沢市）
- ②清水の清水（しずのおすず／新庄市）
- ③中の森 長命水
（なかのもりちょうめいすい／金山町）
- ④上大淵小助の清水
（かみおおぶちこすけのすず／鮭川村）
- ⑤庭月観音清水（にわつきかんのんのすず／鮭川村）
- ⑥滝の清水（たきのしみず／米沢市）
- ⑦丸池様（まるいけさま／遊佐町）
- ⑧牛渡川（荒川地区）
（うしわたりがわ（あらかわちく）／遊佐町）
- ⑨滝の水（たきのみず／遊佐町）
- ⑩釜磯海岸（かまいそかいがん／遊佐町）



清水の清水（新庄市）



丸池様（遊佐町）

県ホームページ：
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050014/meisui/meisui.html>

3 野生鳥獣管理の推進と計画策定、新規狩猟者の確保・育成支援

- 鳥獣は、自然環境の重要な構成要素であり、生物の多様性の保全を図るため適切な保護を必要とする一方で、人の生活や産業活動に対して被害を及ぼす面があり、人と鳥獣のあつれきの軽減のための措置を講じていく必要があります。
- 鳥獣による被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、個体数の増加等が考えられ、それらの主な原因として、農山漁村の過疎化、高齢化等による里地里山等での人間活動の衰退から、鳥獣の隠れ場所やえさ場となる耕作放棄地が増加し、狩猟による捕獲圧（鳥獣の捕獲により、生息数を抑制すること）が低下したことが指摘されています。
- 県では、平成28年度に、鳥獣保護管理法に基づく「山形県第12次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、鳥獣保護区における狩猟禁止等による鳥獣の保護を行うとともに、第二種特定鳥獣の捕獲の許可基準等を定め、鳥獣の適正な管理に向け取り組んでいます。また、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシについて、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲等により生息数や生息域が適正なものとなるよう取組みを進めています。
- 高齢化等による狩猟者の減少を受け、新たな担い手の確保・育成の取組みとして、狩猟免許取得を目指す方への講習会や狩猟の魅力伝える普及セミナーの開催、銃等の購入費用に対する助成等を行ってきました。こうした取組みにより、平成29年度の狩猟免許試験合格者は295人と平成24年度の51人から大幅に増加しました。また、一般社団法人山形県猟友会の会員数（平成29年度末1,509人）も、37年ぶりに増加に転じた平成27年度から3年連続で増加しています。

4 やまがた緑環境税の評価・検証

- やまがた緑環境税は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年4月から導入しています。

森林がもたらす様々な恩恵は県民全てが享受していることから、できるだけ多くの県民に広く公平に負担いただくという考え方にに基づき、県民税均等割に一定の割合を上乗せする超過課税方式を採用し、税額は、個人が年額1,000円、法人が資本などの額に応じて年額2,000円～80,000円（法人県民税均等割額の10%相当額）を納付いただいています。

- 平成29年度の税収は、約6億7,000万円で、荒廃のおそれのある人工林の間伐や、活力が低下している里山林の森林病虫害による被害木の伐採、再造林の推進、間伐材を合板やバイオマス燃料などに利用するための搬出の支援、地域住民、NPO、市町村、企業などによる森づくり活動への支援、森林・自然環境学習の推進などの事業に活用しました。



森林・自然環境学習



森のホームステイ
(竹ポットでドングリの苗木を育て、森にかえす活動)

